

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付並びに同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けでした休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日から、A県B市に所在し、自動車部品等の製造業を営む会社Cに雇用され、製造業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午後1時20分頃、事業場内で製品を台車に載せて運搬しているとき、台車の車輪がストッパーに引っ掛かったが、そのまま台車を引っ張ったところ両手が滑り転倒し、地面に腰を打ち負傷した。

請求人は、同日、D医院に受診し「腰部打撲」と診断され、その後、E医院に転医し「背部挫傷」と診断され、加療を続けた。

その間、請求人は、監督署長から平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの療養補償給付及び休業補償給付の支給を受けていたが、監督署長に対し平成〇年〇月〇日以降の療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）しているとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及

んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒していると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人は、コルセットと杖を使い続ける状態で、軽作業の仕事もできず、日常生活にも支障を来しているとして主張しているが、請求人の傷病についてはF医師の平成〇年〇月〇日付け意見書、G医師の平成〇年〇月〇日付け意見書及びH医師の平成〇年〇月〇日付け意見書のいずれの医証においても既に症状固定である旨の意見が示されており、平成〇年〇月〇日において既に症状固定の状態にあることには疑いの余地がない。

なお、請求人が引き続き療養・休業が必要であると主張している疼痛については、上記意見書及びF医師の平成〇年〇月〇日付け意見書によれば、本件負傷によるものか基礎疾患によるものかは不明であるとされているところ、仮に受傷による疼痛であったとしても、既に急性期は経過し、慢性症状が継続している状態であるとみることが相当である。さらに、請求人は、まだ疼痛が治らない旨を訴えるが、療養内容をみると、投薬等の対症療法を継続しているのみであり、治療効果が期待できる状態ではないこと（症状固定）は明らかである。したがって、平成〇年〇月〇日以降の療養の必要性は認められず、休業の必要性も認められないとする審査官の判断は妥当であると判断する。

### 3 以上のとおりであるから、監督署長が、請求人の傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒したと判断し、平成〇年〇月〇日以降の療養補償給付及び休業補償給付

を支給しない旨の監督署長の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。